

### 介護施設における新型コロナウイルス感染症予防対策に関する徹底事項について

岐阜県において、県内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対し、直接電話により感染予防対策の実施状況を確認した結果、複数の施設において確認された対策の徹底を図るべき事項をまとめました。各施設において、改めて再確認をお願いいたします。

< 感染防止対策の徹底事項 > ※ ( ) 内は県作成「感染・まん延防止チェックリスト」該当項目

#### 1. 利用者の体温計測の毎日の実施について ( 入所系・居住系「利用者について」① )

・ 利用者の体温計測について、週 2 回の入浴時のみや体調不良時のみ実施する、という例がありました。

→ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、利用者の体温計測は毎日実施することが適切と考えられます。

#### 2. 居室や共有スペースのこまめな換気について ( 共通「予防に関すること」③ )

・ 外気温が低い等のため、換気は 1 日 1 回のみ、という例がありました。

→ 居室や共有スペースは、衣服等の温度調節に配慮し、こまめに実施することが必要で

す。

### 3. 全職員の出勤前の体温計測の徹底について（入所系・居住系「職員について」①等）

・直接処遇を行わない職員について、体温測定を徹底していない例がありました。

→ 出勤前の体温測定は、全職種・全職員に実施を徹底することが必要です。

### 4. 職員が密集する空間を避けることについて（共通「予防に関すること」⑥）

・職員休憩室、食堂等で、職員が密集する場合がある例がありました。

→ 施設内において、「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）が同時に重なる場を徹底して避けるよう十分な対策が必要です。

### 5. 施設に立ち入る委託業者等の体温計測について（入所系・居住系「職員、利用者以外について」③等）

・委託業者等が施設内に立ち入る場合に、体温計測までは行っていない例がありました。

→ 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うとともに、施設内に立ち入る場合については体温計測を行い、発熱が認められる場合には入館を断る運用が必要です。

### 6. 感染の疑いのある利用者への職員対応等の準備について（入所系・居住系「新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の対応」⑦等）

・感染の疑いがある利用者に対応する担当職員について、分けて対応することは困難、と考えている例がありました。

→ 感染の疑いのある利用者に対しては、可能な限り担当職員を分けて対応することが適切であり、職員配置やどうしても分けることが困難な場合の対応（感染予防対策の徹底）に関する準備が必要です。